

作業請負契約書 2022年7月1日改正 新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1条～第27条 (同右)</p> <p>第28条</p> <p>1～6 (同右)</p> <p>7 乙が本契約の履行に必要な範囲で甲から提供を受け、又は自ら取得の上、甲の<u>個人データ</u> (個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第16条第3項に規定する<u>個人データ</u>をいう。以下、同じ。) <u>及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」という。以下、同じ。)</u> 第2条第5項に規定する個人番号をいう。) <u>並びに特定個人情報 (番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下、同じ。)</u> を利用する場合は、前各項に加え、本契約書附則の規定を適用する。</p> <p>第29条～第33条 (同右)</p> <p>附則 (個人情報の取扱い)</p> <p>(<u>秘密の保持</u>)</p> <p>第1条 乙は、本契約の履行に必要な範囲で甲から提供を受け、又は自ら取得の上、甲の<u>個人データ</u> を利用する業務 (以下「本件業務」という。) の遂行及び契約の履行に関する甲の<u>個人データ</u> を、本契約の有効期間中のみならず、本契約終了後又は解除後も、第三者 (乙の子会社 (会社法 (平成17年法律第86号) 第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。) である場合を含む。以下同じ。) の開示又は漏えいしてはならない。</p> <p>(個人情報の利用制限)</p> <p>第2条 乙は、甲の<u>個人データ</u> を本件業務の遂行以外のいかなる目的にも利用してはならない。</p>	<p>第1条～第27条 (略)</p> <p>第28条</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 乙が本契約の履行に必要な範囲で甲から提供を受け、又は自ら取得の上、甲の<u>保有個人情報 (独立行政法人等の保有する個人情報</u>の保護に関する法律 (平成15年法律第59号) 第2条第5項に規定する<u>保有個人情報</u>をいう。以下、同じ。) を利用する場合は、前各項に加え、本契約書附則の規定を適用する。</p> <p>第29条～第33条 (略)</p> <p>附則 (個人情報の取扱い)</p> <p>(<u>個人情報の秘密保持</u>)</p> <p>第1条 乙は、本契約の履行に必要な範囲で甲から提供を受け、又は自ら取得の上、甲の<u>保有個人情報</u> を利用する業務 (以下「本件業務」という。) の遂行及び契約の履行に関する甲の<u>保有個人情報</u> を、本契約の有効期間中のみならず、本契約終了後又は解除後も、第三者 (乙の子会社 (会社法 (平成17年法律第86号) 第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。) である場合を含む。以下同じ。) の開示又は漏えいしてはならない。</p> <p>(個人情報の利用制限)</p> <p>第2条 乙は、甲の<u>保有個人情報</u> を本件業務の遂行以外のいかなる目的にも利用してはならない。</p>

2 乙は、甲の個人データを加工・複製してはならない。ただし、事前に甲に対して加工、複製が業務上必要である旨を通知し、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(安全対策)

第3条 乙は、甲の個人データへの不当なアクセス又は個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損（以下「漏えい等」という。）の危険に対して技術面及び組織面において必要な安全対策を講じなければならない。

2 乙は、甲の個人データを扱う業務の執行場所について入退管理や施錠、甲の個人データの持出時の管理等、必要な安全対策を講じなければならない。

3 乙は、甲の個人データを適切に取り扱うため、乙の従業員（役員、正社員、契約社員、協力会社社員、派遣社員、アルバイト等雇用形態を問わない。）に対し、在職中及び退職後において、本契約を履行するに当たって知り得た甲の個人データを他人に知らせないこと又は本件業務の遂行以外の目的に利用しないことなど、個人情報保護の徹底について教育を行わなければならない。

4 乙は、本件業務の遂行にあたり甲の個人データの漏えい等の防止を図るため、管理責任者を特定し、甲の個人データを適切に管理しなければならない。

(再委託の制限・個人データの取扱い)

第4条 乙は、本件業務の全部を第三者（以下本条において「再委託先」という。）に再委託してはならない。ただし、本件業務の遂行に必要最小限の範囲で本件業務の一部を再委託する場合は、甲に対して、再委託された業務の内容、再委託先の詳細その他甲が要求する事項を書面（電磁的記録を含む。）によりあら

2 乙は、甲の保有個人情報を加工又は複製してはならない。ただし、甲に対して加工、複製が本件業務の遂行上必要である旨をあらかじめ通知し、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(安全対策)

第3条 乙は、甲の保有個人情報への不当なアクセス又は個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損（以下「漏えい等」という。）の危険に対して技術面及び組織面において必要な安全対策を講じなければならない。

2 乙は、甲の保有個人情報を扱う業務の執行場所について入退管理や施錠、甲の保有個人情報の持出時の管理等、必要な安全対策を講じなければならない。

3 乙は、甲の保有個人情報を適切に取り扱うため、乙の従業員（役員、正社員、契約社員、協力会社社員、派遣社員、アルバイト等雇用形態を問わない。）に対し、在職中及び退職後において、本契約を履行するに当たって知り得た甲の保有個人情報を他人に知らせないこと又は本件業務の遂行以外の目的に利用しないことなど、個人情報保護の徹底について教育を行わなければならない。

4 乙は、本件業務の遂行にあたり甲の保有個人情報の漏えい等の防止を図るため、管理責任者を特定し、甲の保有個人情報を適切に管理しなければならない。

(再委託の制限・保有個人情報の取扱い)

第4条 乙は、本件業務の全部を第三者（以下本条において「再委託先」という。）に再委託してはならない。ただし、本件業務の遂行に必要な範囲で本件業務の一部を再委託する場合は、甲に対して、再委託された業務の内容、再委託先の詳細その他甲が要求する事項を書面によりあらかじめ通知し、甲の承認を受け

かじめ通知し、甲の承認を受けたときは、この限りではない。
この場合において、乙は、第1条の規定にかかわらず、本件業務を遂行するため必要な範囲で、甲の個人データを再委託先に開示することができる。

2～4（同右）

（報告及び監査）

第5条 乙は、甲の求めに応じ、本件業務の状況について定期的に報告を行わなければならない。

2（同右）

3 前項の監査は、個人データの量、内容、性質、秘匿性の程度等の事情に応じて、委託先における管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回（契約期間1年未満の案件については少なくとも契約期間中に1回）以上、原則として実地検査の方法により行うものとする。

4（同右）

（事故時の対応及び責任）

第6条 乙は、甲の個人データに関して、漏えい等その他のセキュリティ上の問題が発生した場合、直ちに甲に報告するとともに、甲の指示に従い、問題解決にむけて確実に対策を講じなければならない。

2（同右）

（契約終了後の措置）

第7条 本契約が終了した場合、乙は甲の指示に従い、全ての甲の個人データ（複製物を含む。）を速やかに返却又は消去しなければならない。

たときは、この限りではない。この場合において、乙は、第1条の規定にかかわらず、本件業務を遂行するため必要な範囲で、甲の保有個人情報を再委託先に開示することができる。

2～4（略）

（報告及び監査）

第5条 乙は、甲の求めに応じ、本件業務の状況について報告を行わなければならない。

2（略）

3 前項の監査は、保有個人情報の量、内容、性質、秘匿性の程度等の事情に応じて、委託先における管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回（契約期間1年未満の案件については少なくとも契約期間中に1回）以上、原則として実地検査の方法により行うものとする。

4（略）

（事故時の対応及び責任）

第6条 乙は、甲の保有個人情報に関して、漏えい等その他のセキュリティ上の問題が発生した場合、直ちに甲に報告するとともに、甲の指示に従い、問題解決にむけて確実に対策を講じなければならない。

2（略）

（契約終了後の措置）

第7条 本契約が終了した場合、乙は甲の指示に従い、全ての甲の保有個人情報（複製物を含む。）を速やかに返却又は消去しなければならない。

第8条 (同右)

(特定個人情報等の持ち出しの制限)

第9条 乙は、個人番号関係事務の取扱いに係る業務を遂行する際は、甲の個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を甲又は乙の事務所等内から持ち出してはならない。

(特定個人情報等を取り扱う従事者の明確化及び従事者の監督・教育)

第10条 乙は、特定個人情報等を取り扱う従事者を明確にするとともに、当該従事者に対して必要な監督及び教育を行わなければならない。

(報告及び監査)

第11条 乙は、甲の求めに応じ、個人番号関係事務の取扱いに係る業務の状況について定期的に報告を行わなければならない。

2 乙における本件業務の状況又は本契約若しくは本附則の遵守の状況について監査する旨を甲が申し出たときは、乙は、定期又は不定期にかかわらず、これを受け入れなければならない。

3 前項の監査は、特定個人情報等の量、内容、性質、秘匿性の程度等の事情に応じて、委託先における管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回（契約期間1年未満の案件については少なくとも契約期間中に1回）以上、原則として実地検査の方法により行うものとする。

4 第2項の監査の結果、本件業務が適切に行われていないとき又は本契約若しくは本附則が遵守されていないときは、乙は、甲と協議の上、速やかに改善の措置を講じなければならない。

第8条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)